



同時発表：内閣官房

令和 8 年 8 月 4 日
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
水 資 源 部 水 資 源 政 策 課

「地下水の適正な保全と利用に関する検討会」提言 がとりまとめられました

国土交通省及び内閣官房水循環政策本部事務局が設置した「地下水の適正な保全と利用に関する検討会」は、今般、「地下水の適正な保全と利用のあり方について」の提言をとりまとめました。

同検討会は、令和 8 年 1 月に外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議でとりまとめられた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を踏まえ、令和 8 年 3 月に設置され、これまで 4 回にわたり議論を進めてきたものです。

＜本提言のポイント＞

- 地下水は生活・工業・農業用水等に用いられる重要な水資源。
- 社会変化による水需要変化、気候変動による地下水涵養への影響、外国人等の地下水採取の懸念等の新たな課題が生じている一方、条例等の規制の空白地域が存在していることから、全国統一的な考え方による地下水の実態把握と適正な保全と利用の仕組みづくりを早急に進めることが必要。
- 持続可能な地下水利用を確保する観点から、行政庁が、地下水採取行為を把握し、他の地下水利用等への支障を及ぼすおそれがある場合には、是正を求めることができるような仕組みが必要であり、今後、具体的な仕組みのあり方について法制度を含め検討すべき。

＜添付資料＞

別紙 1：概 要

別紙 2：提 言

※これまでの検討会資料については、内閣官房及び国土交通省 WEB サイトで公開しています。

内 閣 官 房：https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/mizu_junkan/index.html国 土 交 通 省：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000065.html

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課 担当 山田、田中（輝）、吉村

代表：03-5253-8111（内線：31-154、31-301、31-153）